CNN -1-7 No. 54

2008/7/15 発行

プライバシー インターナショナル ジャパン(**PIJ**)

国民背番号問題検討 市民ネットワーク Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)



季刊発行年4回刊



巻頭

度は "社会保障・住基一体カード" 案が出てきたぞ!!

役人独走、本当に "窮極の国民葬背番号制" でいいの? ?

保庁の年金記録騒動のどさくさに紛れて、07年6月、安倍前首相が「社会保障番号カード」導入プランを提案した。

このプランは、国民1人ひとりにつけた背番号で 社会保障関係データを分散集約管理することをねらいに、番号の入ったカードを国が全員に強制交付する仕組みだ。現在、住基ネットから漏れている海外在住日本人や居住外国人も集約管理できる 仕組み。住基ネットを広げた"社保ネット"は、まさに、ハイパーな窮極の「国民葬背番号制度」、「国民登録番号カード携行制度」だ。

厚労省は、08年1月25日に、『社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書』 (『報告書』)を公表した。そして、今や、厚労 省は総務省とタイアップし、国民全員に「社会保 障・住基一体カード」の強制配布の検討にエスカ レートしてきた。社保ネットは、住基ネットを "肥 やし"に "ビッグ・ブラザー"にスクスク成長し てきている。

国民、マスコミなどから、 "待った! "の声がかからない。役人はやりたい放題、このまま突っ走って、2011年導入に向けてイケイケドンドンだ。これは、裏返せば、コード番号とカードで国民の徹底監視をめざす社保ネットの怖さが、市

- ・巻頭言~社会保障・住基一体カード案
- ・総背番号制「社保・住基一体カード」プラン
- ・NHK番組改編訴訟に対する最高裁の判断
- ・社保番号カードに見る役人の悪巧み
- ・河村相談役、TKC中部政経研究会への回答
- ・PIJ定時総会のご報告

民団体やマスコミに理解されていないということだ。また、国民・議員の"問題意識の低さ"に原因があるのではないか。

厚労省は、「社会保障番号」という言葉は極力避け、「社会保障カード」という体裁をとっている。反発を食いそうな "番号"という言葉を意識的に避け、国民に"目潰し"を食らわせている。また、健康保険証など国民が持たざるを得ない証書のカード化の論議を先行させている。うまく国会を懐柔できれば、後は役所が番号の利用範囲や使い途などを広げ"窮極の国民総背番号カード制度"に仕上げる。こんな魂胆だろう。

このままでは、健康保険証として使うことになることなどから、番号カードのオープンな民間利用も放任になる。民間利用への抵抗感を薄め、いずれは個人の納税者番号などにもつなげようという魂胆。だが、これは危険だ。 "成りすまし"が多発し、わが国がプライバシー犯罪者天国になるのは目に見えている。

住基ネット訴訟は、3月6日に、最高裁で市民側敗訴が確定した。この反動的な判決が、役人に追い風となっているようにも見える。だが、良識ある国民、マスコミ、住基ネットに抵抗する団体は、負の遺産 "住基"に固執することなく、民主が野党のうちに、 住基ネットと合体した "社保ネット阻止"に向け大声をあげ、行動しなければならない。



2008年7月15日 PIJ代表石村耕治 窮極の総背番号【社保・住基一体カード】プランとどう対峙するのか

遂に出てきた!! 厚労・総務両省の "住基カードと社会保障番号カード合体プラン"

――反住基団体諸氏、"そんなの関係ねえ~"でいいの??

対

河村たかし(PIJ相談役・衆議院議員)

石 村 耕 治 (PIJ社会保障番号カード問題検討会座長)

異労省が2011年導入に向けて検討し ている社会保障番号カードと、総務省 ■ が牛耳っている住基カードとの一体化 に向け、両省が検討に入った。日経新聞 0 8年 5月31日朝刊の報道によると、新たなカード の仮称は「社保・住基一体カード(仮称)」。 カードの発行窓口は、住基カードと同様に市区 町村。健康保険にも使うことになることから、 持ってないと医者にもかかれなくなる。つま り、事実上、国民全員が社保・住基カードを持 たされることになる。国民皆登録証携行制度、 いわゆる "国内版パスポート"を持ち歩かさら れるデータ監視国家の到来を意味する。

PIJは、社会保障番号カードの危険性につい て、幅広い広報活動、国会内議員啓蒙活動に務

めてきた。だが、反住基ネット運動を行ってき た団体の動きは鈍い。しかし、"そんなの関係 ねえ~"で、本当にいいのであろうか?厚労・ 総務両省がドッキングした「窮極の総背番号プ ラン」に正面から対峙し、潰さないと、取り返 しのつかない大変な監視社会になってしまう。

"社保・住基一体カード"プランの問題点に ついて、今後の運動論のあり方を含め、河村た かし(PIJ相談役・衆議院議員)と石村耕治 (PIJ代表・PIJ社会保障番号カード問題検討委 員会座長)に対論をお願いした。司会は、中村 克己CNNニューズ編集局長が務めた。

(CNNニューズ編集局)

— 司会 —

ついに "社保・住基一体カード" が芽を出し てきましたが。反住基ネット団体は、ほとん ど "仮死状態,, です。警戒感を露にしている のは日弁連くらいではないか、と思います。 この状況をどのように考えますか。

河村) 住基ネットは、「コード」と「カード」 を使って、私たち国民1人ひとりの財産である個 人情報を、国家(国・地方自治体)が分散集約管 理しようという、自由主義者には受け容れられな い仕組みです。ところが、今度は厚労省が"社会 保障カード,, 導入案を出してきました。 はじめは "社会保障番号" といっていましたでしょう。そ れが、いつのまにか"社会保障カード"とかの問 題にすりかえられてしまいましたけど。 "番号ア レルギー, を持った人たちも、これで、それこそ

"スイカカード"か、あるいは、"健康保険証や 年金証書のカード化"くらいの認識しか持てな くしようということでしょう。そういう意味で は、厚労省の役人に一枚食わされているわけだ わな。

石村) 確かに指摘されたとおりだと思います。 巧妙に仕組まれています。それから、住基ネット でさんざん闘ってきましたから、反住基ネット運 動の闘士は"疲弊"していることもあるのでしょ う。静かになってしまいました。

河村) 役人は、それこそ血税を使って国民監視 システムづくりをやっている。夜遅くなれば、 "居 酒屋タクシー券』も使い放題。ところが、市民団 体は、自前の資金もないし、それこそ手弁当です からね。疲れるでしょう。

まあ、だけども、ついに "社保・住基一体カー ド"が芽を出してきましたからね。このまま、座 して死を待つわけにはいかんでしょう。

石村) 昨年、河村相談役にお願いして、議員会 館で議員の勉強会をやりましたが。その後、まっ たく議員連中の動きがありません。対応する課題 が多すぎるということもあるでしょう。

それから、今の若い議員の人たちは、社会活動 や市民運動の体験がない方々が多いことが大きな 原因ではないかと思いますが。世襲、パフォーマ ンスで当選できるとなると、反社保カード運動と か、やっかいな課題に取り組まない方がいい、と いうことになるのかも知れませんね。

もちろん、それこそ、サラリーマン議員を選ん でいる選挙民の方にも問題がありますが。

河村) ともかく、この問題は、パフォーマンス とか、アリバイづくりとかでは、すまないわけだ から。やはり、議員も巻き込むような運動を展開 していかないとダメだわね。

一 司会 ——

厚労省の社会保障カードの在り方に関する検 討委員会は、2008年1月25日に、裏方 で役人が仕上げた報告書(「社保カード検討 委員会報告書」)を公表しました。そこで は、A案、B案といったチョイスを載せて、 国民に目潰しを喰わしたかたちで社会保障番 号カード構想を提示してきていますが?

石村) ねらいは一つ。それは、ハイパーな国民 総背番号とカードによるデータ監視社会の構築で しょう。社保カード検討委員会報告書では、国民 のチョイスで最終案を決めるといったかたちをと っています。しかし、役人の本音は、住基ネット と連動した、在日外国人を含むハイパーな国民総 背番号制、国民登録証カード携行制の実施でしょ う。で、最近は、社会保障カードと住基カードと の合体化案まで出してきたのでしょう。

河村) 役人の「小出し、小出しで、エスカレー トさせて行く」戦法だわな。

たしかに、厚労省が想定している社会保障番号 ICカードには、現在の健康保険証番号を登載す るとか、いや新しい番号制度を創設してその番号 を登載するとか、まあ、やたらと"配慮"が見ら れるわけですわ。しかし、連中の頭の中は、とも かく「箱」をつくるということでしょう。で、住 基カードで不振の総務省と、年金問題や後期高齢 者医療制度などですこぶる国民の評判の悪い厚労 省が共同で "国民データ監視システム"の公共仕 事をしようということでしょう。

石村) 双方に見返りがあるからでしょう。それ に、国民の氏名・住所・生年月日・氏名・性別と いった基本情報から病歴などまであらゆる個人情 報を役人が芋づる式につかまえられるシステムの 誕生につながるんですから。

河村) そりゃ、"役人が主役"の "国民データ 監視システム,,、 "ナショナル・データベース・ システム, を誕生させるというんだからね。この 際、縦割り意識は捨ててかからないといけないと なるわな。

ともかく、年金も、健康保険も、役人がたてた 構想なくたってちゃんとやれるんだから。まさ に、要らない公共事業。年金クライシスに便乗し て、この際、国民のプライバシーをがんじがらめ にしてしまえ、ということだからね。ほんまに"悪 乗り"だわね。

石村) それこそ、こんなシステムづくりにかけ るカネがあるんだったら、高齢者医療や介護にま わせばいいわけです。

—— 司会 ——

社保ネット検討委員会報告書は"仮面』とす ると、厚労省の本音はどうなのでしょうか?

河村) 住基カードと社保カードが合体したあら たな「社保・住基カード」(仮称)を発行する方 向ですから。この場合、発行主体は厚労省、発行 窓口は市町村となるんでしょう?まさに、厚労省 と総務省の合作そのものだわね。

石村) まあ、社保カード検討委員会報告書で は、発行主体は、各種保険組合だとか、市町村と かも一案だっていっています。しかし、市町村に 発行させれば、住基カードの二の舞になりかねな い。ここは、いっそのこと、国・厚労省が発行し て、市町村を通じて居住外国人を含め、国民全員 は強制配布をすることにするでしょう。

河村) 無料で、おぎゃ~と生まれたら配布する つもりだから。健康保険証とかも兼ねていますか ら、持たないと医者にもかかれないかたちにする わな。まあ、住基カードの敵討ちを、社保カード でやろうということでしょう。

── 司会 ──

あらたな「社保・住基カード」(仮称)に は、住民票コード、基礎年金番号、健康保険 証番号などをすべて登載させるから、当面、 これらの番号を束ねる統一番号(社会保障番 号)の創設は見送る見通しと、報道されてい ますが?

石村) 最初は3%の消費税の導入などの例と同 じで、「入れてしまえば後はエスカレートさせて 行けばいい・・・」と考えているんでしょう。こ うしたやり方は役人の常とう手段です。ともか く、最初はいろんな既存の番号を容れる「箱」 (社保・住基カード)つくりを優先させよう、と いうことでしょう。いずれは、統一番号(社会保 障番号)の創設に入りますよ。

河村) まあ、統一番号(社会保障番号)という のでなくても、社保・住基カードの "発行番号" と いう手もあるわね。多分、これだわな(笑い)。 石村) さすが "牛の個体識別番号は10ケタ、 ヒトは11ケタ。のキャッチでならした河村代議 士の洞察力はすごい。役人のやり方を熟知してい ますね(笑い)。

─ 司会 ─

将来的には個人納税者用の納税者番号として も使えることも想定していると思います。と なると、オープン利用できる番号でないとい けなくなるのではないでしょうか?

石村) 「納税者番号」としても使うとなると、 土地や家屋、貴金属など高価品の購入の際に事業 者に自分の番号を呈示することになります。主婦 がパートをやるなど、仕事に就く際も雇い主に自 分の番号を呈示することになります。金融機関に 口座開設する際も同じです。

河村) つまり、各人の個体識別番号は、民間で もオープン利用することになるわけだ。

石村) そうです。ですから、住民票コードの納 番への転用はできません。法律改正をしない限 り、不向きです。

河村) 住民票コードはそれこそ "生まれが悪 い,, ですから、法律を改正しても個人納税者用の 納番への転用はムリかもね。となると、遅かれ、 早かれ、どうしてもオープン利用できる統一番号 (社会保障番号)が必要になるわけだ。役人連中 も、悩ましいところだわな。

石村) ですから、いまは既存の番号コードを収 納する「社保・住基カード」という「箱」つくり

を優先する。で、いずれは、住民票コード、基礎 年金番号、健康保険証番号などと連動するかたち の民間も納番として自由に使える統一番号(社会 保障番号)の創設へと動くのでしょう。もちろ ん、"カード発行番号"は、不気味な存在ですよ

---- 司会 ----

現在、住基ネットにも参加せず、住基カード も発行していない自治体があります。こうし た自治体は、「社保・住基カード」の発行と なると、どうなるのでしょうか?

河村) 不参加自治体とは、東京都の杉並区と国 立市、それに福島県矢祭町の3つですよね。20 11年から「社保・住基カード」を導入するとな ると、住民は一体カードを手に入れることができ なくなるか?

石村) 当分の間は、紙の健康保険証とかがある から問題はないでしょう。ただ、厚労省、総務省 が、紙の保険証を発行しないように健保組合や共 済組合などに圧力をかけたりするでしょうから、 将来的には、問題が大きくなりそうですよね。 河村) う~ん、お年寄りには、ある程度サイズ の大きい紙の保険証の方が安心だけどね。今回の 後期高齢者の隔離政策が問題になったように、お 年寄りは黙ってないんじゃないかね?まあ、闘い 方次第だわな。

一 司会 —

「社保・住基カード」の利用範囲が広がれば 広がるほど、 "なりすまし問題』とか、プラ イバシー侵害問題が深刻になるのではないか と思いますが?

石村) 当然です。厚労省の社会保障番号カード 構想は、「社保・住基カード」を使った分散管理 型にナショナル・データベース・システムの実現 です。国家が、国民の氏名・住所・生年月日・氏 名・性別といった基本情報から病歴・治療歴など まであらゆる個人情報をつかまえられるシステム の誕生につながります。当然、このカード、ある いはカードに内臓された番号コードや個人情報 が、濫用される危険は非常に高くなります。

河村) そもそも、住民票コード、基礎年金番 号、健康保険証番号とか、いろいろなマスターキ

ーを入れたカードを国民全員

に強制的に持たせる ことの危険性が、過小に評価されてますわ。こん なカードを発行すること自体が問題だ。こうした 仕組みは、個人の人格権を役所が管理することに つながり、はっきりいって、憲法違反だわ。

石村) 仰せのとおりです。それに、医療とか、 介護などのサービスを受けるには、民間機関にも このカードを呈示することになります。厚労省の 社保カード検討委員会報告書を読んで見ても、カ ードに内臓された番号コードや個人情報が民間機 関へ出回ることの危険性に対する認識は希薄で す。

河村) 危ないとか、そんなこと、報告書に書く 人はおらんわがな。最高裁は今年3月の住基ネッ ト裁判で、「住民サービス向上や事務効率化とい う正当な目的に使われ、情報漏えいなどシステム 上の欠陥もない」とかいってますが。そんな柔な 見方でいいのかね。まあ、疑問だわな。

石村) 最高裁の判断は、あくまでも "いまの住 基ネット, について、判断を下しているわけで す。「社保・住基カード」へとエスカレートした 場合、同じ判断では通用しないでしょう。

あたらしいカード・システムでは、ICカード の書き込みスペースを、医療とか、年金とか、介 護とかといったかたちで、一応、分野別の分室に するために、壁 (ファイアーウオール)を設ける ことになると思います。病院の職員や看護婦など が、自由に覗き見できない設計にはなると思いま すが。

河村) もっとも、この壁が丈夫すぎると、使い 勝手が悪くなり、機能不全になるおそれも出てき ますからね。

石村) 頭を冷やして考える必要があります。そ もそも、「社保・住基カード」は民間でも使うこ とが想定されていますが、そのカードに、民間が 自由に使えないことになっている住民票コードに 入れるのが、本当に許されていいのでしょうか? セキュリティ感覚が疑われます。

河村) まあ、役人は、いまは門外不出となって いる住民票コードを、個人納税者の納番に転用し ようという魂胆なんだろうけど。ただ、こんな感 覚で利用をエスカレートさせていくと、この国 は、アメリカと同じように、「なりすまし犯罪者 天国」になるのは時間の問題だわな。

石村) 仰せのとおりです。民間に流出した住民 票コードは、 "公認のマスターキー" としてのス テイタスがありますから、国民は身に覚えがない なりすまし犯罪に悩まされることになります。

河村) とくに、ネット商取引が大きく拡大して いるのがいまの経済社会の特徴だからね。ネット で闇取引される住民票コード、それを使ったなり すまし犯罪退治は難しいでしょう。こんなこと、 役人だって承知してますよ。

石村) "責任を取らない"のが役人が役人たるゆ えんです。それに、御用審議会のメンバー、IT 企業なども同類でしょう。国民を守るために、議 員は声を大にして、厚労省の社会保障番号カード 構想の危険性を糾してください。

一 司会 —

総理をめざす河村代議士としては、社会主 義・全体主義から、プライバシーを尊重する 自由社会への転換が「売り」ですよね?

河村) 総理をめざし、河村ビジョンを作成中で す。「プライバシー保護法制」のところでは、人 間の人格権を犠牲にした21世紀の公共事業をや めます。すなわち国民総合管理システムの骨格と なしている「住基ネット・住基コードの廃止」、 「社会保障番号カード構想検討の禁止」、「納税 者番号構想検討の禁止」を断行します。これによ リプライバシーを尊重する自由社会の構築へ大き く政策転換をはかります。

石村) バイオマトリクス(生体認証技術)と か、ヒトを個体識別する技術のルールがはっきり しないまま、国中に広がっています。この国のか たちをどうつくりあげるのか、まさに「プライバ シー保護法制」のビジョンを示した総理候補は、 河村代議士がおそらく初めてでしょう。



秋葉原に 行って、若 者のオタク 文化、マン ガ文化に理 解があるよ うなパフォ ーマンスを やるような 程度の人と は、違いが よ~くわか ります。 河村) 秋

葉原といえ

ば、連続通り魔殺人事件が起きました。監視カメラで犯人の動きをとらえ、それを犯人が有罪に持ち込むために使う。こんなシナリオの繰り返しではダメですわ。監視カメラがなくとも犯罪のない社会へ向けた努力が足りないですわ。

石村) そうですね。河村ビジョンでは、監視カメラのルールつくりをすすめるとしていますね。河村) 仰せのとおりです。なんぼ監視カメラを増やしても、それから警察官を増やしても、まさにいたちごっこでしょう。やはり、ああした若者が出てくる "背景"にメスをいれなきゃならんわな。

石村) 小泉・竹中路線は、 "小さな政府" つくりという点では、一つの流れをつくったといえます。ただ、かれらの路線は、雇用の自由化をすすめ過ぎた結果、若者の派遣・ハケン労働者化、日雇い労働者化に拍車をかけ、秋葉原の通り魔殺人鬼などを生んでいるのではないか、という指摘があります。

"企業には安価な奴隷労働を提供したけども、今、社会がそのツケを払わされている" といえます。

給料は安くてもいいから、やはり、若者を社会保障負担もできる正規雇用のセーフティ・ネットワークの中に囲い込むべきだと思います。ですから、若者を絶望工場の奴隷として雇うのは禁止すべきです。ちゃんと若者の人格権を認めることは、企業の社会的責任(CSR)の柱であるべきです。

— 司会 —

思うに、犯罪を防ぐために、住基ネット、 「社保・住基カード」導入や監視カメラの増 設などで "データ監視国家化,, をすすめる政 策は、実は "無策,, そのものでは?

河村) 河村たかしの政治理念の一つは"トリプルカット"、つまり「歳出削減(Cutting Spending)、政府規制の撤廃(Cutting Government Regulations)、減税(Cutting Taxes)」による、効率的な政府の確立です。

ですが、労働規制を企業に一方的に有利になるように緩めて、若者にとって、この国が "絶望工場" に見えるような政策はとりません。

それから、この国を、国民の人格権を否定する ような "データ監視国家"、にすることもめざして いません。ですから、石村代表の意見に大賛成です。若者のハケン・派遣労働は、この国を犯罪社会にしない、あるいは安全な社会に転換するために、原則禁止しないといけないでしょう。

石村) 住基ネット、「社保・住基カード」導入 や監視カメラの増設、さらには刑務所の増設、警察官の増員などで "データ監視国家化"をすすめる政策をとっても、犯罪社会化の動きはとまらないと思います。やはり、安全な社会をつくるためのキーワードは、若者はもちろんのこと、中高年や女性にも、 "安定した雇用を保障する政策"が求められています。

—— 司会 ——

今後、「社保・住基カード」導入はどうすす んでいくのでしょうか?

河村) 役人は、2011年の「社保・住基カード」導入を目論んでいるわけでしょ。となると、今後は、厚労省と総務省が、社保カード検討委員会とかで議論をつめて、与党、政府のIT戦略本部や社会保障国民会議に具体的構想を出してくるでしょう。明年(2009年)の通常国会に「社保・住基カード」導入法案などを提出するというシナリオを描いているだろうな。

石村) このまま国民的な議論がなければ、そうしたシナリオになるんでしょうけど。厚労省と総務省がすすめる "データ監視国家構想"が、そんなにスンナリすすんでいいのでしょうか。PIJ は、一所懸命にケイモウ活動をやっているんですが・・・。

河村) 反住基ネットではあれだけ燃えた市民団体も、動きが鈍いようですね。

石村) 横浜の某団体のように "ふつう" (?) の団体に衣替えした (事実上住基から手を引いた?) ところもあるようです。辻村PIJ副代表も関係している団体です。

清貧なNPOは疲弊が激しいということでしょう。血税をふんだんにつぎ込んで構想を練り上げ、その構想を強引に実現できる役所とは対照的です。

河村) 反「社保・住基カード」に向けて河村たかしも頑張りますが、マスメディアや一般国民、市民団体を巻き込まないと、役人の思うつぼになりますから。石村代表も同志として闘ってください。

石村PIJ代表に聞く

NHK番組改編訴訟、最高裁 編集の自由」を重視する判断の功罪

"編集の自由" と "取材される人の期待権" とのバランスを考える

スメディアに取材されたことのある人 も少なくないと思う。誠実な取材記者 もいれば、その一方で、自分でレール を敷いておいて取材する人にその上を走っても らおうとする取材記者もいる。

取材される側からすれば、自分の意見を誠実に記事に反映させて欲しい。当然、そうした "期待・信頼"を持って取材に応じている。一方、取材記者からすれば、取材内容は "素材・資料"であり、どう "料理・編集" しようと自由でありたいと思う。このため、 "期待・信頼" と "編集の自由"がぶつかり合うケースが出てくる。まさに、こうした点が問題になったのが「NH

K番組改編訴訟」だ。この訴訟の最高裁判決が2008年6月12日に下された。最高裁判決では、「編集の自由」を重視する判断を示し、取材される人(側)の期待権は認めなかった。最高裁判決は、マスメディア側に有利な判断であり、取材される人(側)には不利な判断ととれる。

この最高裁判決の功罪について、PIJ活動の一環で、取材する側に立つことも、また逆に、取材される側に立つこともある石村耕治PIJ代表に、中村克己CNNニューズ編集局長が聞いた。

(CNNニューズ編集局)

Q 石村代表は、PIJ活動の一環で、記事を書くために取材をしたり、あるいは他のマスメディアから取材されることも多いと思います。「NHK番組改編訴訟」での最高裁2008年6月13日判決では、"編集の自由"ないしは"編集の自主性"を重んじる判断を下しましたが、どう思いますか。

そうですね。私は今いわれたような立場にあります。ですから、取材された以上しっかり自分の意見なり、主張なりを紹介して欲しいと思います。その一方で、取材する側に立つと、取材したことを網羅的には紹介できません。ですから、それこそ "編集の自由"が尊重されないとなると、CNNニューズに掲載する記事を書いたりするのが容易でなくなりますね。取材される側の "期待権" も認めなければならないとなると、

"編集権"との間で、どうバランスをとるかが問題になります。この場合、とくに速報性を求められる新聞などの場合は、即座の判断は難しいと思います。

Q そもそも「NHK番組改編訴訟」とは、どういった裁判なのですか?

 2000年12月7日から12日にわた り、わが国のNGO・「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(VAWW-NETジャパン)国際実行委員会が、アジア9カ国のNGO(非政府組織)といっしょになって、東京・九段会館で「女性国際戦犯法廷」を開催しました(参加者、延4,600人強、アジア諸国からの参加者390人〔内被害者64人〕、詳しくは、http://www1.jca.apc.org/vaww-net-japan/womens_tribunal_2000/index.html〕。

この法廷に関し、VAWW-NETジャパンは、NHKからの取材協力要請に応じました。NHK教育テレビは、2001年1月に、「ETV2001・戦争をどう裁くか」というシリーズ番組を放映。その2回目「問われる戦時性暴力」(2001年1月30日放映)で、この「女性国際戦犯法廷」を取り上げました。

VAWW-NETジャパンは、取材協力にあたりNHKから事前に説明を受けました。そのときの説明では、女性国際戦犯法廷をありのまま取り上げ放映するとのことだったとのことです。ところが、実際に放映されたものは異なっていたようです。

2008.7.15

そこで、損害賠償を求めてNHKと制作会社2 社を訴えたケースです。取材をうける人(側)の "ありのまま取り上げ放映して欲しい"という「期待権」の侵害を理由とした訴えです(この「NHK番組改編訴訟」経緯の詳細については、VAWW・NETジャパンのHP http://www1.jca.apc.org/vaww-net-japan/nhk/index.html参照)。

Q この「NHK番組改編訴訟」では、同番組の 放映をめぐり、朝日新聞が「政治の介入があった」 と報道したことも問題になったと思いますが。

一一 仰せのとおりです。NHKの番組で放映し問題となった部分は、いわゆる従軍慰安婦についてで、VAWW-NETジャパン主催の市民法廷の紹介部分です。

当時は小泉政権時代、安倍晋三氏が官房副長官で、右旋回の最中でキナ臭さがただよっていた時期でした。2005年1月13日に、朝日新聞が、「ETV2001で、中川昭一経産相、安倍晋三自民党幹事長代理が放送前日にNHK幹部を呼んで『偏った内容だ』などと指摘していた」、とのNHK内部からの告発をもとに報道しました。ところが、NHKはこれを否定したため、激しい応酬がありました。

Q この「NHK番組改編訴訟」の原審(1審、2審)判決は、どのような内容だったのですか? 2001年7月24日に、VAWW-NETジャパンは、NHKと、制作会社であるNHKエンタープライズ21、ドキュメンタリージャパンを相手取り、「信頼(期待)利益の侵害」「説明義務違反」を問う訴訟を東京地裁に起こしました。2004年3月24日に1審・東京地裁判決が出ました。

1審では、(2審・東京高裁も同じですが、)かなり取材される人の「期待・信頼」を重視する判断を示したように思います。「編集の自由」を重視しながらも、取材される人の「期待・信頼」は法的に保護されるべき権益であり、「特段の事情」があれば、その権益(期待権)への侵害は不法行為になると判断しました。

また、1審・地裁は「編集の自由」を理由にNHKとNHKエンタープライズ21への損害賠償請求は退けました。しかし、取材された人の期待権を認め、制作会社ドキュメンタリージャパンには損害賠償を命じました。

とくに、2007年1月29日に下された2

審・高裁判決では、「国会議員等の発言を必要以上に重く受け止め、その意図をそんたくして修正したもの」と見て、「政治介入で改編された」との判断を下しました。編集権の放棄に等しいと厳しく断罪しました。

このように、「NHK番組改編訴訟」の1審、 2審とも、VAWW-NETジャパン(原告・被 控訴人)側が勝訴しました。

Q 「NHK番組改編訴訟」最高裁判決とは? 一 高裁判決を不服として、NHK側は最高裁 へ上告しました。2008年6月12日、最高裁 は、判決を下しました。最高裁判決では、「編集 の自由」を重視し、下級審とは逆に、取材される 人の「期待・信頼」は法的に保護される "期待 権"ではないと判断しました。つまり、取材される る人の "期待権"を認知しなかったわけです。

また、番組内容の変更についても、事前の合意 や約束がない限り、取材対象者に説明する義務は ないとしました。

さらに、最高裁は、「政治介入で改編された」 かどうかについては、判断を回避しました。

このように、最高裁段階では、VAWW-NE Tジャパン(原告・被控訴人・被上告人)が、逆 転敗訴しました。

Q 「NHK番組改編訴訟」をどう理解したらいいのでしょうか?

一 1審、2審は「編集の自由」を重視しながらも「特段の事情」があれば、取材される人の「期待・信頼」への侵害が不法行為になるとの判断を示しました。この判断は、マスメディア全体にとり、きわめて由々しい問題をはらんでいるといえます。取材が難しくなると同時に、これまでのような "マスメディアは将軍さま"といったような態度は許されなくなるからです。

たしかに、私も、取材される側にたった経験からしますと、NHK記者の説明責任のなさ、取材態度の横柄さには、全員がそうなのではないでしなり気になりました。取材されるり気になりました。取付のようが、NHKはもちろんのこと、朝日新聞の人たちが、マスメディアにかかわる記者の日もです。こうルの低い・横柄な態度の記者たちは、今回の訴訟があるわけです。こうルの低い・横柄な態度の記者たちは、今回の訴訟がある対決に救われたとはいえ、今回の訴訟がは過ごされたのかをしっかりと理解し、十分に反省

する必要があると思います。

誤解をおそれずにいえば、新聞界では、毎日新 聞の記者が全般にモラルは高いと認識しています。

Q 差し支えなければ、報道記者のモラルの低さ、 マスメディア倫理教育の粗雑さの具体例をあげて ください。

── そうですね。 ∨ A W W - N E T ジャパンが 裁判で争ったような体験は、NHKについては日 常茶飯事です。大量の情報をやたらとFaxさせ て、それを番組に利用していながら、まったくな しのつぶての記者魂。わがままし放題の連中のよ うに感じるのが現実です。もちろん、しっかりし た記者もいますが。

他に、新聞記者では、自分の著書をまとめるた めに記者の肩書を利用し取材したケース。記者時 代に取材の際に集めた名刺を基に自治体の首長に 立候補し、政治献金のDMに取材された人の個人 情報を流用したケース。取材を装って情報を収集 しながら、自分の名前だけで記事を発表したケー ス。判決前日にコメントを求め、キャッチボール をし、完成文を仕上げておきながら、上司(?) から言われて無断でそのコメントの掲載をキャン セルしたケース。コメント料の振込先を尋ねてい ながら、"振り込まない詐欺"のケース等々。ま あ、"何でもあり"の常態です。

取材される側は、慣れてくると、「この記者は、 明らかに自分を利用しているだけ」と思っても、

"赦す" という大人の気持ちで抱擁してやってい る。あるいは、「ああ~、また裏切られるかもし れないけども・・・」といったスタンスで取材を 受けているのが偽りのないところです。

まさに、取材される側が期待権を持てない常態 を追認したのが、最高裁判決だと思います。

Q PIJも、かつてNHKの番組編集・作成につ いて意見書を送っていますが。

── 仰せのとおりです。PIJも、NHKBSデ ィベート「テロ社会と監視社会」(2006年9 月18日)放映の編集・作成のあり方について、 ディレターあてに意見書を提出しています(CN Nニューズ44号16頁以下参照)。ただ、まっ たく応答がありませんでした。うるさいクレーマ - の申立てくらいの認識よりなのかも知れません。

NHKは、VAWW-NETジャパンに対して も、裁判をしないとまともな応答をしようとしな かったのではないかと想像します。まさに、こう

した体質が、今回の「NHK番組改編訴訟」につ ながったのかも知れません。

Q 最高裁判決は、これまでの "マスメディアの 横柄な態度,,が赦される、あるいは現在よりもさ らに悪化させることにつながるのではないでしょ うか?

---- たしかにそうした指摘もできると思いま す。心配されるのは、取材される側が期待権を持て ない常態を追認した今回の最高裁判決が、NHK のみならず、マスメディア全体の悪い体質をこれま で以上に助長するおそれがないかということです。

もちろん、報道の自由、編集の自由を確保して おかないと、自由に記事が書けないという環境に つながることも織り込んで考える必要がありま す。例えばCNNニューズを編集する場合を考え て見てください。取材される人の「期待・信頼」 を裏切る結果となると即、権利侵害で不法行為に なるとすると、自由に編集ができなくなるでしょ うから。

たしかに、今回、最高裁は、軽々しく編集の自 由に縛りをかけてはならないと、マスメディア側 に"助け舟"を出しました。だからといって、記 者のモラルや報道倫理が今のような体らくな常態 でいいとは一言もいっていません。マスメディア は、報道の自由、編集の自由を自滅させるような 行為を自戒しなければならないのは当然です。

Q 取材される側にも、マスメディアと関係を悪 くすると、今後、取材に来ないのではないか?と いう意味での、ある種の"期待権"があって、そ ういう "もちつもたれつの関係"が、マスメディ アの環境を悪化させているということはありませ んか?

--- 指摘されるように、 ^{*}期待権 "というか、 言葉は悪いんですが"スケベ根性"というか、そ んなものが取材される側にもあります。"マスメ ディアを使って有名になりたい"という"病人" も少なくないですからね。しかし、それが逆に、 マスメディアの横柄さ、あるいは取材される側の 環境の悪化の大きな原因になっているとする見方 は、たしかに正鵠をえています。

まあ、政府の審議委員でいたいため、役所・役 人の"典拠"、"知恵袋"役となって、御用学者 に徹するというのも同じでしょう。「新聞社御用 達」の存在も、たしかに問題ですよね。ただ、そ の背景には、エスタブリッシュした新聞やTVの 寡占化の問題があります。

Q エスタブリッシュした新聞やTVの寡占化の問題とは、具体的にはどういうことでしょうか? 全国紙の寡占化がすすむに従い、発行部数の多いエスタブリッシュ(既成化)した大新聞の社会的影響力がますます大きくなっているわけです。「マスメディアは政府に次ぐ権力」だという人もいますから。一方で、新聞は、TVのような映像と違い、活字で多くの場所でデータとしてストックされています。ですから大新聞の「御用達」となると、自分の意見が各所でストックされ、社会的な影響力も増すと "期待" して、記者の "呼び水"に応じて発言するという人も出てくるということでしょう。しかも、新聞の場合は、寡占化を解消するのは難しいでしょうから。

新聞とは対照的に、TVの場合、政府が多チャンネル化を強力に推進すれば、寡占の解消は可能でしょう。仮に100チャンネルとなった場合、TVの番組に出て主張・発言することの"存在"意義は"希薄化"してしまいます。現在のように、TVに出ているだけで役所の審議委員になるとい、政治家として出馬するとか、"広告塔"として大学教授になるとか、"悪弊"はかなり解消されると思います。要は、TVの場合は、多チャンネル化によって、自分のブログを立ち上げて"自己主張"する程度の社会的影響力+アルファ程度にまで、影響力を下げることが可能なのではないかと思います。

Q 最後に、「NHK番組改編訴訟」を通して、 マスメディアの「編集の自由」と、取材される人 の「期待権」のバランス確保の課題についてお話 ください。

一編集の自由」は大事だとしても、一方でマスメディアの暴走を誰が監視するのか、といった問題も考えなければなりません。一方的に「編集の自由」を重視すると、マスメディアのモラルの悪さをただす、暴走をコントロールすることは不可能になります。また、 "マスメディア御用達"のような存在を野放しにすることにもつながります。

わが国には、NHKや民放各社が参加してつくられたBRO(放送倫理・番組向上機構)があります。BROは、放送への意見や苦情、放送倫理上の問題に対して、自主的に、独立した第三者の立場から対応する放送界の自律機関です。「放送

と人権等権利に関する委員会」や「放送と青少年に関する委員会(青少年委員会)」、「放送倫理委員会」の3つの委員会を擁して活動しています(http://www.bpo.gr.jp/)」「NHK番組改編訴訟」がすすむなか、同時並行的に、NHKが2002年8月2日に放映した番組の出演者であった米山リサ氏がBROの「放送と人権等権利に関する委員会」に申立てを行っています。同委員会は、原告勝訴の高裁判決を報じたNHKニューズで原告側のコメントを報じなかったことについて、 "公正・公平を欠き、放送倫理違反があった"との決定を出しています。

実は、BROのような放送界の自律機関が"真に第三者的な自律機関"であるためには、こうした報道する側に不利なコメントをどう取り扱うかも重い課題です。こうしたことも含めて、取材される人(側)の「期待権」をどう取り扱うつもりなのかが問われてきます。「期待権」を軽視し、

"まるで他人事"の態度をとる。つまり、BROが "かたち"だけの "業界"機関であるならば、マスメディアのモラルの悪さをただす、あるいは暴走をコントロールすることはムリです。ですから、まさに "絵に描いたもち"ではダメなわけです。

このBROの存在を考える場合に、公認会計士・監査法人の"自立性・独立性"について注目する必要があります。また、"第三者性・独立性"が確保できないで、破綻した監査法人があった事実経過をもっと真摯に検証する必要があるといえます。

それから、新聞社や放送局での新人や記者などを対象としたマスメディア倫理やCSR(企業の社会的責任)についての研修制度の徹底した充実が望まれます。大新聞の地方支局勤めの若い記者が、大学へ電話してきて、横柄な態度で取材してくる。掲載紙を送ってくれると約束しても、その約束を破るのは平気。どういった新人教育をやっているのか疑問を感じることしばしです。取材される側が"赦す"だけで、マスメディアが健全な発展を遂げられるのか、皆で考えていかなければならないと思います。

"取材される側はしっかりと取材したことを伝えて欲しいという期待権を持ってはいけないのだ"という"マスメディア界の常識"を追認したのが今回の最高裁判決です。この判決を、マスメディア界はどう活かすつもりなのでしょうか?取材される側は何も期待しないで見守るしかないのが実情です。

石村代表に、我妻事務局長が聞く

だまされないぞ!! 社保番号カードに見る"役人の悪巧み"

── 本音は、官民が使える「番号」導入だが、 とりあえずは「カード」(箱)つくり

労省と総務省がスクラムを組んで、「社保・住基カード」(仮称)なるものを発行すると言いだした。役人の本音は、官民がオープンで自由に使える「共通番号」の導入のはずだ。住基コード、基礎年金番号、健康保険証番号とかさまざまな番号コードを収納する「カード」の発行に、議論をすりか

えている。明らかに国民を ^{*}煙幕, で欺いている。だまされてはいけない。

社保番号カードに見る"役人の悪巧み"について、石村耕治PIJ代表(社会保障番号カード問題検討会座長)に、我妻憲利PIJ事務局長が聞いた。

(CNNニューズ編集局)

我妻 ―― 厚労省と総務省がスクラムを組んで、「社保・住基カード」(仮称)なるものを発行すると言いだしました。 "カード論議"が先行しています。しかし、役人の本音は、官民がオープンで自由に使える「共通番号」の導入のはずだと思いますが。

石村) たしかに "カード論議" が先行し、 "番号論議" が隠されています。我妻事務局長が指摘のとおり、役人の "本音" は、官民がオープンで自由に使える "番号" の導入でしょう。国民の病歴や健康情報は、将来の "皆兵" "徴用"には極めて重要です。一方、資産情報やカネの流れの情報は、 "課税" や "資金洗浄防止" などに重要です。

こうした国民情報は、官民のさまざまな機関のデータベースに分散管理されています。国の機関や自治体、金融機関や医療機関、会社や事業所など各所にわたります。こうした分散管理された国民データを集約的に役人が手にできる仕組み(ナショナル・データベース)を仕上げるには、官民双方で幅広く使える"マスターキー"が必要不可欠です。

我妻 ―― 役人は、 "マスターキー"、 つまり 「共通番号」が喉から手が出るほど欲しい。 にも かかわらず、 "カード"、 つまり「箱」論議を先 行させているのはなぜなのでしょうか?

石村) 役人は、あらたな "社会保障番号"の創設について、今は "旬" ではないと読んでいるの

ではないでしょうか?いまだ、住基ネット、住民 票コード問題でアレルギーの強い国民をここで刺激 するのは得策ではない。 "寝た子を起こすようなも の" とでも考えているのではないでしょうか?

ですから、今は、社保カード、いや社保と住基との一体型カードに立ち上げ、住基コード、基礎年金番号、健康保険証番号とかいろいろな番号コードを容れられる「箱」つくりを先行させようということでしょう。

それで、まずは、ICカードを、民間の医療機関とかに"提示"する"癖"をつけさせる。読取機で、ICカードに入った個人情報を"ピッ"と読み取ることに抵抗感をなくさせる・・・。いまは、そうした"学習段階期間"と見ているのではないでしょうか?

我妻 — まあ、 "煙幕" を張るのは、役人の常とう手段だとしても、連中が考えている "着地点" はどうなのでしょうか?

石村) 着地点は、個人用の "納税者番号" としても使える共通番号、社保番号でしょう。納税者番号に使うとなると、番号の民間でのオープンで自由な利用ができることが前提となります。今ある民間利用を想定していない住民票コードは使えません。

もちろん、評判のよろしくない住民票コードの 利用を民間にも開放するというのも一つの選択で す。しかし、住基ネットが産声を上げるまでの過

程を考えると、住民票コードの民間開放は難しいのではないかと思います。

我妻 ―― となると、あらたな番号をつくって、 それを個人用の納税者番号(納番)として使うこ とになるのでしょうね。

石村) 現在、各税務署が所轄内にある各納税者に「納税者整理番号」をつけています。これを、所轄が変っても不変として、納番として使う手もあります。ただ、その番号を、課税目的だけに使うのならまだしも、マネーローンダリングやテロ資金供与防止など「犯罪収益移転防止法」目的などにも使うとなると、話は違ってきます。この場合、納税者整理番号の転用では、「納税者を "犯罪者"と見るのか」、との反発が出てくるのは必至でしょう。

課税目的に加え、 "経済犯罪の防止" 一般にも使うとなると、やはりあらたな共通番号として使える "社保番号" の方がすんなり行きそうだ、となるのではないでしょうか?

我妻 ―― ちなみに、 "納税者番号とは何か"って、本当のところは、一般の国民によく理解されていないのではないかと思いますが?

石村) そうですね。源泉+年末調整で課税が終 了するサラリーマンの場合は、とくによくわから ないかも知れません。申告書に付番したり、税務 署の内部で税務資料の整理に使われる番号程度に しか理解されていないかもしれません。

納番は、税務署内部で使うのはもちろんのこと、仕事に就くときに雇用主に提示したり、マンションを購入するときに業者に提示することになります。配当を受け取るとき、利子を受け取るときなどにも提示を求められることになるかも知れません。預金口座を開くときとか、パートで働いて給料を受けとるときとか、実際は、かなり日常生活にまとわりついてくることになります。

他にも、講演をしたり、ちょっとした書き物を して原稿料を受けとるときにも、支払者側に納番 を提示しなければなりません。

我妻 ―― いわゆる "成りすまし犯罪" の根源は、納番、あるいは社保番号といって、官民共通利用の番号にあるといわれますが? アメリカのように、こうした番号を導入している国では、対策はとられていないのですか?

石村) アメリカを見ても、官民共通利用の社会

保障番号(SSN=Social Security Number)が、個人用の納番や身分証明書番号などに幅広く使われ、"諸悪の根源"になっていることは明らかです。この"マスターキー"化したSSNが、"成りすまし犯罪"を誘発する原因になっていることはハッキリしています。

SSNを使った成りすまし犯罪に対しては、ア メリカでは、次のような対策をとっています。

アメリカでのSSNを使った成りすまし犯罪対策の例

SSNの開示制限

多くの州で、安全対策を講じないで、会社、行政機関、個人が、SSNを、クレジットカードや運転免許証面へ記載したり、公共の場に掲示したり、暗号処理もせずにインターネットを通じて流通させたり、そのまま郵送したりすることを禁じています。また、SSNを身分証明書番号として使うことや、社員証や社員の履歴管理、学生証や学生の履歴管理に使うことなどを禁止する州も多くなってきています。一方、連邦レベルでも、多くの行政機関が公共の場にSSNを掲示したり、SSNを記載したまま文書を公にすることを禁止しています。また、連邦社会保障省(SSA)が、受給者に社会保障給付に関する通知をする際には、SSNの番号の一部を削除した上で記載、郵送しています。

SSNの売買規制

犯罪者の多くは、インターネット・オークションを通じて売買されている「SSN+氏名+生年月日+性別+住所などの情報」リストを活用しています。そこで、民間機関や私人が、こうしたリストを売買することを規制しようとする動きが強まっています。ただし、公正信用報告法(FCRA=Fair Credit Reporting Act)の下での信用情報の取引を例外とすることなどの適用除外があり、信用情報報告機関による適用除外の濫用が指摘され、抜け穴となっているのではないかとの批判もあります。

取引の条件としてのSSN提示要求制限

SSNの濫用や不正使用の大きな原因は、あまりにも多くの取引に対してSSNの提示を求める慣行にあるとの指摘も少なくありません。したがって、物品の売買やサービスの提供に際して、事業者が買い手の本人確認目的で、SSNの提示を求めるのを制限すべきであると提手しています。しかし、ほかに代替できる信頼できる重要であるいこと、多くの場合事業者のデータベースが顧客のSSNをアクセスキーに構築されていることなどから、取引の条件としてSSNの提示の要求を制限することがが消極的な空気にあります。こうしたデータベースのアクセスキーをSSNから他の番号に換えるのには巨額の費用を要することが、消極的な態度をとる背景となっています。

SSNの違法開示への罰則強化

とくに州レベルにおいて、SSNおよびSSNを含んだ個人情報の漏えいや不正使用に対する民事・刑事双方の罰則を強化する対応がとられてきています。

SSNの違法収集への安全対策強化

違法に使用されたSSNによって収集された情報を含むデータベースが個人情報の保護を難しくし、かつ、違法な情報開示につながっているとの指摘があります。したがって、インターネットを通じてSSNをやり取りする場合には、暗号処理技術の利用や内部者のアクセス権限の特定、情報の部外秘化などを含む、機関内の安全対策を推進することが必要不可欠です。

こうした一連の対策がとられてきているのにもかかわらず、成りすまし犯罪は減らず、功を奏していません。連邦社会保障省(SSA)や連邦取引委員会(FTC)をはじめとした行政機関や、連邦議会の社会保障委員会などで、社会保障番号(SSN)を使った成りすまし犯罪をどうするか、対策に頭を痛めています。抜本策が見つからず、成りすまし犯罪は年々ひどくなる一方です。

我妻 ―― どうして、SSNを使った成りすましれまで徹底的に防止できないのでしょうか? 石村) アメリカではじめて社会保障番号(SSN)が導入された時代は、インターネットのない時代でした。SSNの多目的利用、汎用は、芋むしろ便利だといった感覚でした。しかし、いまやインターネット全盛の時代です。取引する人たちの顔の見えない取引の本人確認にSSNが頻繁に使われています。ネット空間で提示したSSN情報が、業者から再販される、あるいは闇の世界に流れても、とめることは至難の業です。

我妻 ― わが国の場合、現時点では、共通番号というよりも、共通番号カードといったかたちで議論がすすんでいるように感じますが?

石村) 仰せのとおりです。わが国の場合は、役人が、住基コード、基礎年金番号、健康保険証番号とかさまざまな番号コードを収納する "オール・イン・ワン・カード (all in one card) " 導入を考えています。紛失したときには、どんな問題がでてくるか、アメリカは、こうしたカードを導入していません。ですから、アメリカの例からは想定できない問題や犯罪が発生するおそれがあります。国民全員にいろんな番号コードが詰まったカードを配って、持たせようということですから。

それに、「社保・住基ICカード」に病歴とか を収納するとかおバカさんなアイディアも出てま すからね。普通の人なら誰でも、落としたり、盗 まれたりすることを考えますからね。データセキ ュリティ上、最悪のアイディアだと思います。それに、犬の鑑札じゃあるまいし、何で、こんな番号札をぶらさげて歩かなきゃならないんだ、と思いますよね。IC仕様の「社保・住基カード」など、ないほうがマシ。カード化するというなら、磁気仕様の健康保険証カードで十分です。それに、お年寄り向けには、従来どおりの紙仕様のものの方が安全です。

要するに、住民管理をめざした住基カードはほとんど誰も持とうとしないから何とかして持たせよう。そのためには、健康保険を"人質"にしようというわけでしょう。動機が不純です。

とりわけ、この "オール・イン・ワン・カード" を "国内版パスポート" として持ち歩かせようという発想でしょうから。「社保・住基カード」を持ち歩かない人は "犯罪者" 呼ばわりする時代に入る可能性が高いですね。警察官が、「社保・住基カード」読取機を持って闊歩する時代に入ることが危惧されます。

国会議員の中には、「憲法改正してプライバシー権」を謳えという主張をする人も少なくないわけです。ところが、目の前で役人がコードとカードを使った人権侵害の仕組みをつくろうと画策しているのに、このことについては深くかかわろうとしない。

"憲法にプライバシー権を謳え"というのであれば、まず第一に、コードとカードを使った人権侵害の仕組みをどうするかを考える必要があるはずです。「憲法にプライバシー権を謳え」もパフォーマンス? そういうことだというのであれば、この国の未来は暗いと思います。

<u>—13</u>

資 料

河村PIJ相談役が、TKC中部政経研究会の 税制等アンケート」に回答しました

平成20年5月2日

衆議院議員 河村 たかし 様

> TKC中部政経研究会 会長 小野内 宣行

税制等に関するご意見のお伺い

平素はTKC中部政経研究会の活動にご理解とご支援賜り誠にありがとうございます。さて「TKC中部会だより」というTKC会員向けの情報誌において、推薦議員であります先生のお名前やご意見を周知させたいと思います。つきましては、お忙しい中大変恐縮ではございますが、下記の課題事項のそれぞれに対するお考えについて、ご解答いただきたく存じます。

ご不明な点などございましたら、TKC中部政経研究会事務局長 田中までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

各質問について

- ・ ご意見いただける課題のみで結構ですのでお答え下さい。
- ・ 原稿の締切を5月15日(木)とさせていただきたいと思います。顔写真(4.5cm×3.5cm程度)を添えてご返信下さいますようお願い申し上げます。

TKC中部政経研究会の税制等に関する方針

国債等の国の債務が2007年3月末で834兆円、国民1人当たり653万円にも上る現在、財政再建と経済活力の強化とを目的とした政策を立案すべきだと考えます。

まず、緊急に実施するべき施策として、税を広く薄く公平に負担する税制を提案し、また、景気回復・雇用促進をさらに本格化させる税制並びに起業の奨励、経営革新等による新産業の育成、中小企業再生及び企業再編を支援し、社会経済の活力を喚起する税制を提案します。

次いで、21世紀のあるべき税制として、わが国の持続可能な租税制度等を確立するため、中・長期的な視点から現行税制を抜本的に見直し、かつ、努力が報われる税制を提言します。

このような観点から、以下の議題事項についてご意見を伺えれば幸いです。

課題事項

<u>消費税</u>

1.国と地方の行政改革を徹底しても、最低限プライマリーバランスに必要な財源として消費税率を引き上げざるを得ないと考えますが、その場合でも、税率は1桁台にとどめ、事務処理の簡素化の観点から複数税率は採用せず、インボイスも採用しないこと、また財政の硬直化を避けるため、目的税化しないことの是非について、さらに消費税率の引き上げに際しては、限界控除制度を復活させることの是非について、どのようにお考えでしょうか。

【回答】

消費税の引上げには反対です。各種特定財源の廃止や各種無駄な財政支出削減を徹底してすすめるべきです。河村たかしの政治理念の一つは"トリプルカット"、つまり「歳出削減 (Cutting Spending)、政府規制の撤廃(Cutting Government Regulations)、減税 (Cutting Taxes)」による、効率的な政府の確立です。

中小事業者の皆さま方の場合、消費税を価格に転嫁するのが困難なケースが少なくないことをよく承知しております。以前は、消費税に限界控除制度がありましたから、課税売上高が3,000万円を少し超えても納税額がわずかなため、転嫁できなくてもそれほどの負担にはなりませんでした。しかし、限界控除制度が廃止されたため、今は違います。中小事業者の皆さま方の税負担緩和のためにも、限界控除制度復活は賛成です。

2. 益税の批判に対応し、税金を公平に負担するとの観点から、簡易課税制度を廃止する事の是非について、どのようにお考えでしょうか。

【回答】

中小事業者の皆さま方の自発的納税協力(タックス・コンプライアンス)の負担軽減を考えますと、簡易課税制度の廃止には消極的です。なぜかといいますと、平成15年度税制改正による免税点の引下げなどにより、消費税の課税事業者数がおおよそ130万も増えており、もはや恒久的な特例制度として機能していると思われるからです。

それから、みなし仕入率が厳格化された現在にあっても、簡易課税制度を置いている以上いまだ益税が発生しているとの意見もあります。しかし、こうした差益は、事業者の皆さま方が消費者からあずかった税金を納付する自発的納税協力(タックス・コンプライアンス)費用に対する補償と考えて見てはどうでしょうか。

3.消費税の滞納が増加している状況を鑑み、12回予定納税制度の基準額地方税込み年6,0 00万円を年600万円まで引き下げ、さらに、基本額未満であっても、消費税の毎月納税を 選択適用できる措置を講ずるべきではと思いますが、どう思われますか。

【回答】

消費税については、形式的には、事業者の皆さま方が消費者からあずかった税金を納付するという立場にあります。できるだけ速やかにあずかった税額を納付する方向性が好ましいと考えます。

それから、こうした消費者からあずかった税金を納付するという事業者の皆さま方の自発的納税協力(タックス・コンプライアンス)費用に対する補償も考える必要があろうかと思います。この点に関しましては、アメリカの州(一般に単段階の小売売上税を採用)によっては、納付税額の一定割合を徴税協力費・補償として還付するところもあると聞きます。このような事業者の皆さま方に優しい制度を検討すべきだと考えております。

法人税

1.特殊支配同族会社の役員給与の損金不参入に関する制度については、理論的にもまた創業を支援する側面からも逆行する制度と考え、すみやかな廃止を助言しておりますが、いかがでしょうか。

2008.7.15 ——**15**

【回答】

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度は、平成18年度税制改正において拙速に導入されました。実質的に個人事業主であるようなオーナー会社について、会社にしていることによる租税回避・節税を認めないというのが導入の理由のようです。しかし、実質的に個人事業主とされるオーナー会社の定義が強引で形式的すぎます。それから、そもそも給与所得控除を使った税務処理が租税回避・節税といえるのかどうかについても十分に議論がつくされたとは思いません。

また、オーナー会社であっても、取引上のメリットから会社にしている場合がほとんどだと 思います。本来の目的は租税回避・節税でないことが明らかなケースでも、この規定にあては まる会社であれば、この損金不算入制度を一律に適用し、課税するのは問題です。

それから、当初の平成18年度税制改正では適用除外となる基準所得金額は800万までのケースでした。(平成18年度税制改正当時、むしろ、この程度の給与しか取れない会社の方が個人事業主といえるではないかと思いましたが。)平成19年度税制改正では1,600万円に引き上げられました。しかし、この損金不算入制度が適用されれば、役員給与はすでに会社から資金が流出してしまっているのにもかかわらず、その会社にさらに課税されることになります。論理的に矛盾があると思います。この制度は廃止すべきだと考えます。

最近の税制改正は、不意打ちのものが多く、企業納税者や税界はもちろんのこと、国会においても議論が煮詰められていないまま、拙速に成立するケースが増えてきております。国会議員であるのにもかかわらず法律をつくらず、法案の中身に目を通しもせず、役所におまかせのサラリーマン議員の増加が、こうした問題発生の原因の一つだと考えております。河村たかしは、議員立法の活性化に真摯に取り組んでおります。

<u>e - i a p a n 構想</u>

1.電子申告等履行者の財政的負担を軽減するため、電子申告等税額控除制度を恒久的制度するという案についてどのようにお考えでしょうか。

【回答】

電子納税申告の普及は必要です。ただ、電子申告等税額控除制度の導入は、アナウンス効果はあるとしても、これを恒久制度化したとしても、大幅な普及への呼び水にはならないのではないかと見ております。電子納税申告の大幅な普及には、電子納税申告制度のあり方自体を根本から問い直す必要があると思います。

わが国において電子納税申告制度を広めるには、まず、システムが国民・納税者に大きく開かれたものである必要があります。「課税庁とか税理士、IT企業が主役のシステム」ではなく、「納税者が主役」で真に利便性を感じるフレンドリーなシステムにする必要があります。このためには、次のような問題に対処するべきだと考えております。

- ・ 税理士関与電子申告では、専門職である税理士会発行の関与税理士の電子証明書を使え ば、納税者本人の電子証明書は不要になりました。これは、一つの進歩だと考えます。
- ・残りの課題は、納税者本人が自宅や勤め先などのパソコンを使って行う、本人電子納税申告の普及です。アメリカなどでは、データ・セキュリティ対策には、電子証明書ではなく、暗証番号+前年度の申告額の数字などを使っています。個人納税者の本人電子納税申告を普及させるためには、ややこしい住基ネット・住基カード・電子証明書の利用は思い切って廃止し、「暗証番号+前年度の申告額の数字」を利用するなど、納税者に

優しいデータ・セキュリティ方式に切り替えるべきでしょう。e‐Japan構想に乗 り、住基カード・電子証明書を使うというユーザーフレンドリーでない現行のシステム は、年1回しか納税申告しない納税者には利便性がない仕組みであることは明ら かです。

ちなみに、この点の発想の転換ができれば、税理士関与納税申告もいっぺんに普及す ると思います。

- ・実際に、電子納税申告は望んでいるけれども、年1回だけなのに自分で作成した申告フ ァイルを、電子証明書を使って電子送達するのは厄介だと感じる個人納税者が多いわけ です。このこともあって、今年からでしたか、最寄りの税務署へ行けば、住基カード・ 電子証明書がなくとも納税者は本人電子納税申告ができるようになっています。 これは、国税庁も、住基カード・電子証明書を使う現行のシステムがユーザーフレンド リーでないことを承知しているからでしょう。これを範にして、国税庁と郵便局・郵便 会社との間を専用線で結び、納税者は住基カード・電子証明書がなくとも最寄りの郵便 局でも本人電子納税申告をできるようにするのも一案と考えます。
- ・それから、本人電子納税申告の普及のためには、郵便料金程度で、身近で利用できる電 子申告仲介業者(課税庁認定電子申告プロバイダー、アメリカのIRS認定e‐fil e プロバイダーのような)制度を整備する必要があると考えています。そのためには、 「税務書類の作成」(税理士法2条1項2号)のような、政府規制で税理士の無償独占 にしている業務に対する規制緩和をすすめる必要があろうかと思います。
- 2.地方税の電子申告を採用している市町村が少ない状況に鑑み、内閣府、財務省、及び総務省 が連携し国税と地方税の電子申告システムを一本化し一括手続きが可能な体制の構築を要望し ます。特に社員毎に特定の番号を付した給与支払報告書を国税、地方税を一括して電子申告セ ンターに送付すれば、同センターから各地方団体に電送されるような仕組みの構築を要望しま す。また、確定申告書にその番号を付記することにより、源泉徴収票の添付を省略できること とするという案についてどう思われますか。

【回答】

住民・納税者の利便性の確保という観点から、国税と地方税とを一体化した「合同電子納税 申告システム」ないし「ワン・ストップ・ファイリング・システム」を実現する必要があると 思います。この場合、住民・納税者の金融プライバシーの保護をどうするのかなど、利便性・ 効率性とともに、住民・納税者の人格権にも十分に配慮したシステムにする必要があると考え ます。

それから、一般への大幅な普及を考え、住民・納税者の使い勝手のよい、ユーザーフレンド リーなシステムにする必要があると思います。このためには、すでに述べましたように、住基 ネット・住基カード・電子証明書の利用ではなく、例えば「暗証番号+前年度の申告額の数 字」など、簡便なデータ・セキュリティ方式を利用すべきでしょう。また、特定の専門職の既 得権益を保護する視点からシステム設計するのではなく、郵便局の活用や電子申告仲介業の新 設など、住民・納税者本意でお年よりなどにも優しいワン・ストップ・ファイリング・システ ムの設計が必要だと考えます。

法人税所得税の欠損金・純損失の繰越控除期間

= 2008.7.15 =

1.青色申告法人の欠損金の繰越控除期間の7年は、国際的な比較をしても短すぎます。企業の新規投資意欲を促進し、かつ、不良債権処理策の一環として中小企業の体質改善にも寄与するためには、アメリカ20年、イギリス・ドイツ無期限など諸外国の制度に準じて、これを延長し、前10年以内とするとともに、青色申告事業者の純損失の繰越控除の適用期間を現行の前3年以内を延長して前10年以内とするなど青色申告法人・事業者の繰越控除の期間を延長し統一した方が良いのではないでしょうか。この制度の改正についてどのように思われますか。

【回答】

現行法では、青色申告の場合、所得税における純損失の繰越控除の期間3年が限度、法人税における欠損金の繰越控除の期間は7年が限度です。この点、イギリスやドイツでは期間制限なし、アメリカでは20年が限度、と聞いております。

企業は、個人であるか法人であるかを問わず、本来、ゴーイングコンサーンであります。一方、事業年度は、企業の損益を定期的に測定するために設けられているものです。こうした制度的な意義を精査しつつ、諸外国の例も参考にしたうえで、青色申告の場合の合理的な繰越控除期間が決められるべきはないかと考えます。

政治資金規正法

1. 近時、政治とカネの問題が大きくクローズアップされてきています。このような中、先の第 166回通常国会において、政治資金規正法が改正され、政治資金管理団体の一件5万円以上 の支出に限って領収書の添付が義務づけられました。この程度の措置では、国民は納得しない と思われます。そもそも、国会議員は国民から選ばれた人であり、会計の透明性の確保におい ても国民の模範たる存在であることが期待されます。

まずは「隗よりはじめるよ」で、国会議員諸公が自ら襟を正し、アカウンタビィリィティを率先して図るべきと考えます。平成18年5月に施行された会社法においては、記帳条件として、適時に、正確な会計帳簿の作成が明記されました。この条件は政治資金規正法上も変わるものではありません。国会議員諸公の会計に関するコンプライアンスを高める諸制度を整備することは、議員諸公の身を守ることにもつながってきます。法は義務を課すると同時に、義務を果たす者を防衛することにもなります。

外部監査制度導入の必要性については、会計の特徴として、当事者本人がいくら自らの会計適正性を確保していると主張しても利害関係者からの納得を得られないという側面があります。監査の源流を歴史的に見ると、このようなことなどを背景として、独立した公正な立場で監査を行う必要性が生まれてきました。そこで、政治資金規正法上において、会計の適正性を確保するスキームを形成するため、任意の外部監査制度の導入を行い、その外部監査人には会社法上の会計専門家と位置づけられている公認会計士、税理士とする事について、ご意見をお聞かせ下さい。

【回答】

政治資金については、透明なガラス張り、全面公開にすべきだと考えます。外部監査の導入については、任意か強制かも問題ですが、「清貧を潔し」とする国会議員も少なくない事情も加味した、よく練れた制度を考える必要があると考えます。外部監査制度を導入するとした場合、特定の専門職の既得権益の拡大という視野からの提案でないとすれば、外部監査人に公認会計士(監査法人)、税理士(税理士法人)をあてることは妥当だと思います。

18----

PIJ定時総会のご報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパン事務局

PIJの定時総会が、さる2008年5月24日(土)、東京・池袋の豊島勤労福祉会館において、第一部 定時総 会、第二部 講演のかたちで、以下のとおり開催されました。定時総会では、すべての案件が承認されました。

PIJ 第13回定時総会

2008年5月24日(土)

於 豊島区立勤労福祉会館

第一部 定時総会

一、開会宣言 司会者

一、議長選任

一、議事

第1号議案 2007年度活動報告承認の件

第2号議案 2007年度収支報告並びに財

産目録承認の件

第3号議案 2008年度活動計画承認の件

第4号議案 2008年度収支予算案承認の件

一、報告

役員に関する報告

同日行われた評議委員会で次のとおり役員が 選任されたことが報告されました。(任期2年)

《代表》

石村耕治(白鴎大学教授)

《副代表》

辻村祥造(税理士)

加藤政也(司法書士)

《常任運営委員》

我妻憲利(税理士《事務局長》)

高橋正美(税理士)

益子良一(税理士)

平野信吾(税理士)

白石 孝(自治体職員)

勝又和彦(税理士)

加藤 弘(税理士)

中村克己(会社役員《編集長》)

《相談役》

河村たかし(衆議院議員)

一、閉会宣言 司会者

第二部 記念講演

社会保障番号カードは 必ず大化けする!

講師 石村耕治(PIJ代表・白鴎大学教授)

CNNニューズ(季刊) を次のとおり発行した。 ・第49号【2007年4月9日】

・第51号【2007年10月20日】 ・第50号【2007年6月21日】 ・第52号【2008年1月7日】

PIJ活動状況報告書(2007年4月~2008年3月)

PIJ事務局作成

年 月 日	活動報告内容	場所・掲載紙(誌)等	参加担当
07.4.5	毎日新聞取材「e-Japan構想」	ホテルニューオータニ	石村代表
07.5.10	税制構造改革国民フォーラム総会打ち合せ	麹町TBRビル	石村代表
07.5.19	PIJ _{定期総会}	豊島区立勤労福祉会館	PIJ役員
07.5.19	『透明な租税立法のあり方』発行	PIJ	石村代表
07.6.20	税制構造改革国民フォーラム総会	衆議院第一議員会館	石村代表
07.6.22	PIJ運営委員会	PIJ _{事務局}	石村代表

2008.7.15 - 19

	 	 	,
07.6.29	新宗連・勉強会 ~公益法人制度改革と宗教法人への影響	東京・新宗連会館	石村代表
07.8.1	毎日新聞取材「ジョップカード、社保番号」	衆議院第一議員会館	石村代表
07.8.6	毎日新聞朝刊記事「社会保障番号」の論評	 毎日新聞記事 	石村代表
07.8.25	反住基ネット集会「住基ネット・社保ネット」で の公演	東京・一橋大講堂	石村代表
07.9.13	公益法人税制関係レク(企業税制研究所)	白舒大	石村代表
07.9.20	豪ジェームス・クック大学・個人情報保護法専門 家来日	東京都内ホテル	石村代表
07.10.5	河村相談役・情報問題専門家との打合せ	衆議院第一議員会館	石村代表 河村相談役
07.10.20	PIJ運営委員会	PIJ _{事務局}	PIJ役員
07.10.26	朝日新聞取材「公益法人制度改革」	浦和パルコ	石村代表
07.10.28	毎日新聞取材「日の丸・国家斉唱起立問題」の論評	毎日新聞記事	石村代表
07.10.29	毎日新聞朝刊記事「日の丸・国家斉唱起立問題」	 毎日新聞朝刊 	石村代表
07.11.1	民主党有志「社会保障番号問題」勉強会主催	衆院議員会館	石村代表 河村相談役
07.11.30	「租税手続法の透明化」関連レク (企業税制研究所)	東京・八重洲ビル	石村代表
07.12.5	早大レク・「監視カメラ規制」(西原博史主催)	早大	石村代表
07.12.20	「国税通則法改正」関連レク(企業税制研究所)	東京・総評会館	石村代表
08.1.25	新宗連「公益法人税制改革」関連レク	東京・新宗連会館	石村代表
08.3.11	毎日新聞取材「社会保障番号問題」	浦和パルコ	石村代表
08.3.17	毎日新聞朝刊記事「新背番号社会保障番号問題」 の論評	毎日新聞朝刊	石村代表
08.3.31	PIJ運営委員会	PIJ事務局	PIJ役員

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (\mathbf{PIJ})

東京都豊島区西池袋 3 - 2 5 - 1 5 IB **ビル10** F 〒171-0021 Tel/Fax 03-3985-4590

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (**PIJ**)
IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021,Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

http://www.pij-web.net 2008.7.15発行 CNNニューズNo.54

入会のご案内

季刊・CNNニューズは、PIJの会員 (年間費1万円)の方にだけお送りして います。入会はPIJの口座にお振込み下 さい。

> 郵便振込口座番号 00140 - 4 - 169829 ピ - ・アイ・ジェ - (**PIJ**)

NetWorkのつぶやき

- ・実に痛ましい秋葉原通り魔殺人事件。各所に監視カメラ乱設が防犯に役立っているのか?すこぶる疑問。 血税のムダ使いでは?
- ・社保・住基一体カード?こんなものいらない。停まらない血税のムダ 使い。 (N)

編

集

及

び

発

行

人